

野田市市民活動支援センター（イオンノア店内）会議室使用案内

野田市市民活動支援センター(イオンノア店内)会議室(以下「会議室」という。)は、特定非営利活動法人、ボランティア団体その他広くまちづくりを行う市民団体の育成及び活動の充実を図るための活動拠点のひとつとして、市民活動団体に貸出を行うものです。

| 使用資格 | 会議室を使用できる方は、野田市市民活動支援センターに登録した特定非営利活動法人、ボランティア団体その他広くまちづくりを行う市民団体とし、個人での使用はできません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|---------|-----|----------|-----|-----|-----|--------|----|--------|----|----------|----|--------|----|---------|----|--------|-----|
| 使用時間 | 年末年始(12月29日～1月3日)及び店舗閉店日を除き、午前9時～午後8時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用条件 | (1)物品の販売、企業活動の使用及びその他営利的活動での使用はできません。 (2)政治的活動(政党の使用も含む)、宗教的活動、又は行政に対し妨げとなる活動を目的とした場合は使用できません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料 | 無料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申込方法 | <p>(1) 奇数月の1日(1日が閉庁日に当たるときは、翌業務日)の午前9時に総合福祉会館3階市民活動支援センター室で使用申込の受付を行います。(別紙1申請書参照) ※イオンノア店では、会議室の予約や予約状況の確認はできません。 申請できる期間は、下表のとおり、2か月後及び3か月後の2か月分です。 ただし、奇数月の1日以降も予約に空きがある場合には、随時使用日の当日(平日開庁日に限る。)の午後4時まで申請することができます。(例)1日が土曜日の場合は3日の月曜日となります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>使用月</th> <th>申込月</th> <th>使用月</th> <th>申込月</th> <th>使用月</th> <th>申込月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3月、4月分</td> <td>1月</td> <td>7月、8月分</td> <td>5月</td> <td>11月、12月分</td> <td>9月</td> </tr> <tr> <td>5月、6月分</td> <td>3月</td> <td>9月、10月分</td> <td>7月</td> <td>1月、2月分</td> <td>11月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 午前9時に総合福祉会館3階市民活動支援センター室に集まった方の申込により、使用日が重なった場合は、話し合いにより協議し、協議が整わなかった場合には、くじ引きとします。 午前9時の時点で申込者がいない場合は申込順となり、午前9時から午後4時まで受付を行います。電話での申込みは受け付けていません。</p> <p>(3) 申込に参加できる方は、団体の代表者1名となります。</p> <p>(4) 予約した申込みを取り消す場合は、速やかに市民活動支援センターにご連絡ください。 また、他の団体に使用を譲ることはできません。</p> | 使用月 | 申込月 | 使用月 | 申込月 | 使用月 | 申込月 | 3月、4月分 | 1月 | 7月、8月分 | 5月 | 11月、12月分 | 9月 | 5月、6月分 | 3月 | 9月、10月分 | 7月 | 1月、2月分 | 11月 |
| 使用月 | 申込月 | 使用月 | 申込月 | 使用月 | 申込月 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月、4月分 | 1月 | 7月、8月分 | 5月 | 11月、12月分 | 9月 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5月、6月分 | 3月 | 9月、10月分 | 7月 | 1月、2月分 | 11月 | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設概要 | <p>会議室1(面積:112㎡) テーブル15個、椅子45脚、椅子台車3台 ※ホワイトボード1個 会議室2(面積: 55㎡) テーブル8個、椅子24脚 ※ホワイトボード1個</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用上の注意 | <ul style="list-style-type: none"> ・会議室の使用の準備は、全て使用者が行うこと。 ・会議室を使用する者は、使用の当日にイオンノア店1階サービスカウンターに野田市市民活動支援センター(イオンノア店内)会議室使用許可書を提示し、使用簿へ必要事項を記載した上で専用鍵を受領して出入りすること。 ・会議室においては室内の汚損、また設備・備品等の破損のないよう留意して使用すること。 ・店舗の営業の妨げとなるような行為は行わないこと。 ・退去時には必ず室内の状況を原状復帰した上清掃し、当日中に鍵をイオンノア店1階サービスカウンターに返却すること。 ・アルコール飲料を除き、会議室内での飲食は可能ですが、ごみは使用者が必ず持ち帰ること。 ・室内は禁煙です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用許可の取消及び停止 | <p>次の場合は、使用許可の取消し又は停止をすることがあります。</p> <p>(1)この使用案内に定められた事項が守られないとき。 (2)不正な手段によって使用の許可を受けたとき。 (3)その他使用許可の取消し又は停止が必要と認めるとき。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※会議室の場所については、裏面の概略図でご確認ください。

| | |
|-------|--|
| 使用の制限 | <ul style="list-style-type: none"> 会議室2については、選挙時の期日前投票所とするため、市長が指定する期間はすでに使用申込済の場合でも期日前投票所として使用することとします。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ご使用中に照明機器や空調機器等の室内施設のトラブルが発生した場合は、イオンノア店サービスカウンターにご連絡ください。 机や椅子、ホワイトボード等の室内備品にトラブルが発生した場合は、野田市役所市民生活課にご連絡ください。 <p>【野田市役所市民生活課】 TEL 04-7125-1111(内線3973)</p> |
| 問合せ | <p>詳細については、市民活動支援センターにお問合せください。TEL 04-7197-1543</p> |

会議室の場所はイオンノア店の3階です。

